

|                     |   |
|---------------------|---|
| Title               | 一九七六年ドイツ法人税法草案：<br>二段階税率による法人税全額株主帰属方式  |
| Sub Title           | Entwurf eines Körperschaftsteuergesetzes 1976 : Das<br>Vollanrechnungsverfahren nach dem kombinierten System in der<br>BRD  |
| Author              | 木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)   |
| Publisher           | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication<br>year | 1984  |
| Jtitle              | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and<br>sociology). Vol.57, No.8 (1984. 8) ,p.78- 105   |
| JaLC DOI            |   |
| Abstract            |   |
| Notes               | 資料  |
| Genre               | Journal Article   |
| URL                 | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840828-0078">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840828-0078</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

一九七六年ドイツ法人税法草案

——二段階税率による法人税全額株主帰属方式——

木村 弘之 亮

はじめに

第一 二段階税率による法人税全額株主帰属方式

第二 調整税

第三 国際関係の諸問題

第四 結 び

一九七六年ドイツ法人税法〔草案〕

はじめに

Entwurf eines Dritten Steuerreformgesetzes vom 09.01.74, BT-Drs. 7/1470 及びその Körperschaftsteuer (KSIG 1976) 並びに邦訳『先づ、本誌五七巻五号六一頁以下に紹介した Referententwurf eines Körperschaftsteuergesetzes 1974 vom 19. August 1971 並びに本誌五七巻七号五九頁以下

に紹介した Referenten - Entwurf eines Körperschaftsteuergesetzes 1974 vom 20. Januar 1972 並びに「公表された法律草案である。

この第三次草案は、現在の西ドイツ型法人税株主帰属方式に本質的に承継されており、その意味において、担当官による第一次草案（一九七一年八月一九日）及び第二次草案（一九七二年一月二〇日）よりも重要である。二段階税率による法人税株主帰属方式があらたに採用されたからである。

本稿では第三次草案について簡略な解説を加えることにとどめ、Fleischmann, Hans Gunnar, Körperschaftsteuerrechtliche Anrechnungsverfahren, in: Institut FSt, Heft 102, S. 57 ff. を主として参照した。

第一 二段階税率による法人税全額株主帰属方式

この方式は、修正方式 (Modifiziertes Verfahren) 又はコンビネーション方式 (kombiniertes Anrechnungsverfahren) とも呼ばれている。法人段階における税率を二段階に改める点で一律法人税率による法人税全額株主帰属方式を修正していること、あるいは当時の二段階税率からなる法人課税方式と法人税株主帰属方式とのコンビネーションであることから、そのように呼称されている。

この方式の骨子は次の四点に要約することができる。

- 一 未配当利益に対しては税率を五六%とする。
- 二 配当利益 (配当に充てられた準備金を含む) に対しては税率を三六%とする。
- 三 配当に対し納付される三六%の法人税を国内株主の所得税債務 (又は法人税債務) と完全に相殺する。
- 四 国内税法及び国際税法により今後も資本収益税を徴収する。

配当に当り物的会社の配当利益に課せられる法人税はその金額につき持分権者の課税所得の計算上加算され、さらに算出された税額 (所得税額又は法人税額) と相殺する。このようにコンビネーション方式も又ひとつの法人税全額株主帰属方式である。ただし、留保利益はまず五六%の税率をもって課税されるが、これが配当時には三六%の税負担に引き下げられる点に、二段階

税率方式の特徴を認めることができる。

物的会社が個人の持分権者に利益を配当する場合、その税負担は次の設例 (表1) により明らかにすることができる (ただし、準備金を配当利益に充てないものとする)。

このコンビネーション方式によると、三六%をこえる所得税率にある持分権者は、その配当所得 (租配当) について、資本収益税の形であれ、さらに後払税の形であれ、所得税を納付しなければならぬ。五二 (50+10+2) % をこえる所得税率にある持分権者が、固有の意味での所得税を後払税の形で納付するのである。資本収益税は、一律法人税率による法人税全額株主帰属方式において所得税の前払いとみなされうる法人税の機能の一部分を果している。すなわち、法人税負担と資本収益税負担との合計額について、その金額に相当する税額控除権が成立する。コンビネーション方式が税額控除権の成立要素として法人税と資本収益税とを分離した理由は、後に検討するように、外国株主の処遇に求められる。

最後に、コンビネーション方式が留保利益に対する法人税率と配当利益に対する法人税率との関係を五六対三六に設定した理由を明らかにしておこう。ドイツ連邦共和国が近時締結した大部分の二重課税防止条約において、外国親会社に対する配当についての資本収益税は、西ドイツにおいて留保利益に対する法人税率と配当利益に対する法人税率との差額が二〇ポイント以上である場合に限って、二五%に設定しうることとされている。

表1 第三次草案型法人税株主帰属方式（配当性向を100%とする）

| I 会社段階における課税              |                |                |
|---------------------------|----------------|----------------|
| 1 法人税込みの利益                | 100            | 100            |
| 2 法人税（36%）                | -36            | -36            |
| 3 配当しうる金額                 | 64             | 64             |
| 4 資本収益税（I3×0.25）          | -16            | -16            |
| 5 現金配当                    | 48             | 48             |
| II 持分権者段階における課税           |                |                |
|                           | 持分権者A<br>税率30% | 持分権者B<br>税率56% |
| 1 課税所得（a+b）               | 100            | 100            |
| a) その他課税所得（0と仮定）          | 0              |                |
| b) 粗配当（イ+ロ+ハ）             | 100            |                |
| イ) 現金配当                   | 48             |                |
| ロ) 資本収益税                  | 16             |                |
| ハ) 法人税（税額控除権）             | 36             |                |
| 2 所得税                     | -30            | -56            |
| 3 資本収益税                   | +16            | +16            |
| 4 法人税（税額控除権）              | +36            | +36            |
| 5 還付請求権又は後払税              | 22             | -4             |
| 6 純配当（II1bイ+II5）          | 70             | 44             |
| III 利益に対する総税負担（I2+I4+II5） |                |                |
|                           | 30             | 56             |

る。このような事情があるため、法人税の基準税率を五六%に固定すれば、半ば自動的に配当税率は三六%に設定される。言

い換えると、資本収益税は、二重課税防止条約を改めずに、維持することができる。

## 第二 調整税

コンビネーション方式では、配当利益は常に三六%の税率で課税され、調整税は形式上存しない。五六%の法人税を課された利益が配当に充てられる場合、その配当される部分について租税は三六%に引下げられる。三六%未満の税率で課税されていた利益が利益配当に充てられる場合、三六%への引上げが行なわれる。

このルールは、会社法上の決議に基づく利益配当にも、隠れた利益配当にも適用される。法人税負担の引下げないし引上げは、会社法上の決議に基づく配当についてはその決議のなされる査定期間について行なわれ、隠れた利益配当については配当が実際に行なわれた査定期間について行なわれる。

また、法人税の引上げないし引下げの方式は、調整税を特別に徴収することを不用とする。しかし、実質的にみれば、例えば、課税をうけなかった利益が配当に充てられ、配当税率三六%でもって課税される場合、法人税の引上げ（配当税率三六%の場合916）は、一律法人税率による法人税株主帰属方式における調整税（法人税率五六%の場合1411）に相当する。

表2 外国持分権者が適格資本参加するドイツ資本会社利益配当に関する第三次草案型法人税株主帰属方式

| I 内国会社段階における課税         |     |
|------------------------|-----|
| 1 法人税込みの利益             | 100 |
| 2 法人税 (36%)            | -36 |
| 3 配当しうる金額              | 64  |
| 4 資本収益税 (I3×0.25)      | -16 |
| 5 現金配当                 | 48  |
| II 外国持分権者段階における税負担     |     |
| 1 課税所得 (a+b)           | 48  |
| a) その他課税所得 (0と仮定)      | 0   |
| b) 粗配当 (イ+ロ+ハ)         | 48  |
| イ) 現金配当                | 48  |
| ロ) 資本収益税               | 0   |
| ハ) 法人税                 | 0   |
| 2 .....                |     |
| ⋮                      |     |
| ⋮                      |     |
| III 利益に対する総税負担 (I2+I4) | 52  |

第三 国際関係の諸問題

1 外国持分権者に対するドイツ物的会社の利益配当

ふたつのグループが、一律法人税率による法人税株主帰属方式と同様に、区別される。

イ 適格資本参加の物的会社は、第二次担当官草案によれば、法人税株主帰属方式から完全に除外されていた。更に、代替案によれば、国際的な負担水準である五〇%の法人税率になるように、ドイツ法人税を六ポイントだけ一方的に還付しようとする

るものであった。他方、コンビネーション方式においてはこのグループの持分権者は次の設例(表2)のように取り扱われる。

しかし、右の数値を採用すると、外国親会社に対する配当の総税負担は、五二% (資本収益税二五%プラス 法人税三六%)となる。そこで、総税負担を約五〇%に設定するためには、一に、配当税率を三三%に改めるか、二に、外国親会社に対する資本収益税を二〇%に改めることが必要である。連邦経済大蔵省は後者を選択しようとした。この場合においては、三六% (法人税)と配当しうる金額の二〇% (資本収益税)との合計である四八・八%が配当の総税負担となる。

さらに、外国親会社に対する配当が西ドイツにおいて再投資されるか否かを問わず、資本収益税率は二〇%に固定しておく、と連邦経済大蔵省は考えた。約五〇%の法人税負担を確保するためである。

従来、USAとの二重課税防止条約によれば、アメリカ親会社に対する配当が西ドイツで再投資されない場合には、その配当は一五%の軽減資本収益税を課せられてきたが、しかし、連邦経済大蔵省の一部修正したコンビネーション方式では、西ドイツで再投資されない利益について資本収益税率は一五%から二〇%に引き上げられることになる。これは一三・八% (88881155) ポイントだけアメリカ親会社の既得権の侵食を意味する。もっとも、USAが資本収益税を二〇%に引き上げること

ロ 外国持分権者である自然人及び非適格資本参加の物的会社について、コンビネーション方式は法人税の一部について還付を認めている。その際、還付の請求が必要であるが、二重課税防止条約の相手締約国の持分権者だけが、還付請求権者である。右の還付額は第二次担当官草案より僅少である。

この還付手続は、二重課税防止条約の相手締約国に居住する外国小株主で、本国の国庫に対しドイツ配当金を秘密にしておきたいものをはじめ、二重課税防止条約の非締結国に居住する外国小株主にとっても有利である。ただし、これらの外国持分権者の場合、ドイツの税負担合計は、最大限五二%である（法人税三六%プラス配当可能額に対する資本収益税一五%。又は二重課税防止条約の締結されているとき資本収益税一五%）。これと比較して、第二次担当官草案による場合、総税負担は五六%である。

2 外国物的会社の国内恒久的施設で発生する利益について、当時の税法によれば、それが右恒久的施設に内部留保されるか又は外国会社へ流出するかを問わず、四九%の法人税が課税されていた。当時の二段階法人税率の方式下においても、国内物的会社の配当利益に対し適用される軽減税率はそこでは適用されなかった。

コンビネーション方式が右のルールを承継すれば、外国会社の国内恒久的施設の利益は、たとえそれが配当されるとしても、一律に五六%の法人税を課税されることとなる。この状態は、外国親会社の国内子会社に比し不利である。ただし、外国親会

社の国内子会社は配当利益に対し三六%の法人税と資本収益税を納付するにすぎないからである。

しかし、外国親会社の国内恒久的施設において発生した利益に対し重課税すべき理由は、ないように思われる。そこで、外国物的会社の国内恒久的施設は独立の子会社のように配当軽減税率三六%で課税されることと定められている。

#### 第四 結 び

法人税改正の基本目標は、配当利益の経済的二重負担の除去およびこれに伴う企業形態の競争中立的課税、自己資本調達改善、大小株主間の利害対立の緩和並びに高額所得株主に比し中低所得株主の地位の改善であったが、二段階税率による法人税全額株主帰属方式はこれらの設定目標を実現しようとするものである。

コンビネーション方式では、配当軽減税率によって節約される法人税が、現金配当の額を増加させるために用いられる。とくにこれは外国小株主にプラスに作用する。

さらに、この方式は物的会社にとっても有利である。配当会社は手元流動性をうる。ただし、一律法人税率による法人税株主帰属方式の場合会社は前以って五六%の法人税を納付しなければならぬのに対し、コンビネーション方式の下では配当会社は前以って三六%の税を負担すれば足りるからである。そのうえ、次の利点を見いだすことができる。利益を計上できず、

配当金の交付のために基準課税（五六％）をすでにうけた準備金を取り崩された事業年度において、国庫は基準租税負担と配当軽減負担との差額を当該配当会社に還付するので、その会社は事業成績の不良にかかわらず現金配当を交付することができようになる。

最後に、コンピネーション方式にあっては資本収益税の徴収納付が金融機関にとって負担となるものとおもわれる。

## 一九七六年ドイツ法人税法〔草案〕

### 第一章 納税義務

第一条 無制限納税義務

第二条 制限納税義務

第三条 権利能力のない社団、营造物及び目的財団並びに土地組合における納税義務の区分

第四条 法人の営利事業

第五条 非課税規定

第六条 年金金庫、埋葬料積立金庫、疾病金庫に対する非課税措置の制限

### 第二章 所得

#### 第一節 総則

第七条 課税の基礎

第八条 所得の計算

第九条 控除のできる支出

第一〇条 控除のできない支出

第一一条 解散及び清算

第二条 非課税の開始及び消滅

### 第二節 支配従属会社関係に関する特則

第三条 従属会社としての株式会社又は株式会社合資会社

第四条 従属会社の所得の計算に関する特則

第五条 補償支払金

第六条 従属会社としてのその他の物的会社

第七条 外国の支配会社

第八条 支配会社における税額控除

### 第三節 保険事業者に関する特則

第十九条 保険引当金、〔保険契約の〕締結費用

第二〇条 保険料の繰越

第二一条 景気変動準備金

第二二条 異常危険引当金

第二三条 高齢化引当金

第二四条 保険料払戻し

### 第四節 協同組合に関する特則

第二五条 協同組合の割戻し金

### 第三章 税率及び国外所得の課税

第二六条 税率

第二七条 小規模法人に対する控除額

第二八条 協同組合及び農林業を営む組合に対する控除額

第二九条 国外所得の課税

### 第四章 法人税負担の調整手続

第一節 無制限納税義務を負う法人及び社団の配当利益の法人税負担

第三〇条 法人税の引下げ又は引上げ

第三一条 配当に用いた自己資本

第三二条 可処分自己資本

第三三条 可処分自己資本の区分

第三四條 所得の計算上控除のできない支出の付則

第三五條 特定の軽減負担をうけた自己資本部分の配賦

第三六條 可処分自己資本における欠損の斟酌

第三七條 免除における区分

第三八條 可処分自己資本の不足

第三九條 支配会社における自己資本の区分

第四〇條 従属会社における自己資本の区分

第四一條 財産の譲受けについての税率負担

第四二條 持分の譲渡後における可処分自己資本の区分

第四三條 法人税引上げの例外

第四四條 その他の給付

第四五條 非課税の譲受人への財産譲渡における法人税の引下げと引上げ

第四六條 その他の法人における法人税の引上げと引下げ

第二節 証明書及び分離確認

第四七條 証明書

第四八條 課税基礎の分離確認

第四九條 租税の成立、査定、徴収及び還付

第五〇條 租税の成立

第五一〇條 法人税の査定と徴収

第五二條 (資本収益に対する) 源泉徴収税の特則

第五三條 税額控除の適用除外

第五四條 引上げ額の還付

第五五條 授権規定及び終結規定

第五六條 授 権

第五七條 終結規定

第五八條 ベルリン条項

第一章 納税義務

第一条 無制限納税義務

国内に管理支配地又は本店を有する次の各号に掲げる法人、社団及び財団は、法人税の無制限納税義務を負う。

- 一 物的会社 (株式会社、株式会社合資会社、有限会社、殖民会社、鉱山法上の組合)
- 二 協同組合
- 三 相互保険組合
- 四 私法上のその他の法人格
- 五 私法上の権利能力のない社団、營造物、財団及びその他の目的財団

六 公法人の営利事業

- (2) 法人税の無制限納税義務は全所得をその対象とする。
- (3) ドイツ連邦共和国に属する部分の大陸棚は、海底及びその下の天然資源がそこで探索され又は開発される限りにおいて、この法律に規定する国内とする。

第二条 制限納税義務

次の各号の所得の区分に応じ当該各号に掲げる者は、法人税の制限納税義務を負う。

- 一 国内源泉所得について、国内に管理支配地又は本店を有しない法人、社団及び財団
- 二 源泉徴収税を課される国内源泉所得について、無制限納



税義務を負わないその他の法人、社団及び財団

第三条 権利能力のない社団、営造物及び目的財団並びに土地

組合における納税義務の区分

権利能力のない社団、営造物、財団及びその他の目的財団は、その所得がこの法律及び所得税法に基づき直接に他の納税義務者のもとで課税をうけないときは、法人税の納税義務を負う。

(2) 第一条に掲げる納税義務者に該当する伐採協同組合、森林協同組合、山林協同組合及び入会い協同組合並びに類似の土地組合は、副業の域をこえて事業を営む場合又はその事業を賃貸する場合に限り、法人税の納税義務を負う。前段に定める場合を除いて、その所得について、直接に關係人のもとで課税する。

第四条 公法人の営利事業

第一条第一項第六号に規定する公法人の営利事業とは、第五項の規定の場合を除き、農林業以外において収入を得るため継続的経済活動に役立つすべての組織で、かつ、当該法人の活動全体のなかで経済的に顕著なものをいう。利益を得る意図及び一般の経済取引に関与することを要しない。

(2) 「公法人の」営利事業は、公法人である場合にも、無制限納税義務を負う。

(3) 水、ガス、電気又は暖房を住民に供給し、公共交通又は港湾事業を営む企業もまた、「公法上の」営利事業とする。

(4) 前項に規定する企業の賃貸は「公法上の」営利企業とみなす。

(5) 主として公権力の行使に役立つ企業（高権企業）は「公法上

の」営利事業でない。強制権又は専売権だけでは高権企業と認めに十分ではない。

第五条 非課税規定

次の各号に掲げる者には、法人税を課さない。

一 ドイツ連邦郵便、ドイツ連邦鉄道、連邦専売公社及び国営富くじ事業者

二 ドイツ連邦銀行、復興信用公庫、負担調整銀行（引揚げ者及び戦災者救済銀行）、ドイツ入殖年金銀行及びラント年金銀行、農業年金銀行、バイエルン州立再建金融公庫、バーデン・ヴェルテンベルク州立信用銀行並びにライヒ銀行

三 権利能力のある年金金庫、埋葬料積立金庫及び疾病金庫であって、当該金庫の給付を受け、又は給付を受けるべき者（受給者）に対し請求権を与える金庫、及び権利能力のある共済金庫であって、次に掲げる場合において受給者に対し請求権を与えない金庫

〔イーホ 略〕

四 一九七三年一〇月九日の協同組合法の改正法 (Bundesgesetzbl. I S. 1451) により修正をうけた、一九三一年六月六日の文言における私的保険事業者の監督に関する法律 (Reichsgesetzbl. I S. 315, 750) 第五三条に規定する小規模相互保

険組合。

〔イーロ 略〕

五 収益事業をその目的としない職業団体で、公法上の性質

のない者。収益事業が営まれるとき、その範囲において非課税規定を適用しない。

六 前号に掲げるような権利能力のない職業団体のために、財産管理を主たる目的とする法人又は社団。ただし、その収益が本質的にこの財産管理から生じ、かつ、もっぱら当該職業団体に流入する場合に限る。

七 政党法第二条に規定する政党及び収益事業をその目的としない政治団体。収益事業が営まれるとき、その範囲において非課税規定を適用しない。

〔八―一四 略。第二次担当官草案第五條第一項第九号は削除された。〕

(2) 前項の非課税規定は、次の各号に掲げる場合に適用しない。

一 源泉徴収税を課される国内源泉所得

二 法人の配当利益又はその他の給付で、受領者について所得税法第五條第一項第一号又は第二号に規定する収入となるものが、第四章の規定に基づき法人税を負担する範囲において

三 第二條第一号に規定する制限納税義務者

第六條 年金金庫、埋葬料積立金庫、疾病金庫に対する非課税

措置の制限

〔略〕

## 第二章 所得

### 第一節 総則

#### 第七條 課税の基礎

法人税は課税所得に基づいて算定する。

(2) 課税所得とは、第八條第一項に規定する所得に、第一三條から第一七條まで、第二七條及び第二八條の規定に基づき増額又は減額したものをいう。

(3) 法人税は一暦年の税とする。その確定の基礎は一暦年毎に算定する。無制限納税義務又は制限納税義務が一暦年を通じて継続しない場合は、当該暦年に代えて、各納税義務の期間とする。

(4) 商法の規定により記帳する義務を負う納税義務者については、定期的に決算を行なう事業年度により利益を算定する。当該納税義務者について、定期的に決算を行なう事業年度が暦年と異なるとき、営業により生ずる利益は、事業年度の末日を含む暦年に取得したものとみなす。税務署の同意を得たとき、暦年と異なる期間に事業年度を変更することを認める。ただし、異なる期間の選択について重要な事業上の利益が存在する場合に限る。

(5) 負担調整法第二二條第一項第一号第二段後半の規定を適用するに当たっては、利益を暦年と異なる事業年度について計算する場合においても、暦年における給付を算定の基礎とする。

第八条 所得の計算

何を所得とみなし、かつ、所得をいかに計算するかは、所得税法及びこの法律の規定による。

- (2) 商法の規定により記帳する義務を負う納税義務者については、全所得を事業所得として取り扱う。
  - (3) 所得を分配するかどうかにかかわらず、所得を計算する。物的会社の利益及び清算利益に対する分配請求権を伴う受益証券に基づく各種配当並びに隠れた利益配当もまた、所得を減額してはならない。
  - (4) 組織変更法の規定により組織変更した物的会社の可処分自己資本 (das verwendbare Eigenkapital) 及びこれに係る税率負担 (Tarifbelastung) は、所得税法第五五条第一項第三号の規定にかかわらず、所得でない。
  - (5) 公法人の非課税でない営利事業に対する持分から生ずる利益は、所得の計算上算入しない。間接的資本参加は直接的資本参加と同様とする。
  - (6) 社団の場合、定款に基づき成員としての資格により成員から徴収する負担金は、所得の計算上算入しない。
  - (7) 所得が、源泉徴収をうける所得だけから成る場合、支出の控除は認めない。
- 第九条 控除のできる支出
- 次の各号に掲げる金額もまた、控除のできる支出とする。
- 一 物的会社の場合、次に掲げる範囲について、会社持分の

発行費

イ 当該費用が発行プレミアムをこえる額

ロ (略)

二 株式会社合資会社の場合、基本資本金とされない払込みに基づき又は業務執行に対する報酬として、無限責任社員に分配される部分の利益

- (2) 所得税法第六九条から第七三条までに規定する寄付金は、これらの規定に掲げる最高額を限度として事業支出又は必要経費として控除することができる。同法第六九条第一項に規定する最高額を計算するに当り、各所得の合計額に代えて所得を〔算定基礎とする〕この場合において、当該所得とは、第一段に掲げる支出及び同法第六六条に規定する繰越欠損金を控除する前の所得をいう。第七条第五項の規定を準用する。
- 第一〇条 控除のできない支出

寄付行為、定款又はその他の規約が定めている納税義務者の目的を遂行するための支出もまた、控除のできない支出とする。

第九条第二項の規定はその適用を妨げない。

第一一条 解散及び清算

無制限納税義務を負う物的会社、無制限納税義務を負う協同組合又は無制限納税義務を負う相互保険組合が解散により清算するときは、その清算期間中の利益について課税する。課税期間は三年をこえないものとする。

- (2) 前項に規定する利益は、期末清算財産を期首清算財産と比

較して計算する。

(3) 期末清算財産は、分配の行なわれる財産から、清算期間中に納税義務者に流入した非課税財産の増加額を控除したものである。

(4) 期首清算財産とは、解散の前事業年度の末日に法人税の査定基礎とされた事業用財産をいう。前査定期間について査定が行なわれなかった場合は、査定をうけたとすれば利益計算に関する税法上の規定により記帳されたであろう事業用財産を計上する。期首清算財産は、前事業年度の利益のうち、清算期間中に配当された額を控除したものとする。

(5) 事業用財産が前査定期間の末日に残存しない場合、その後拠出をうけた払込みの合計額を期首清算財産とみなす。

(6) 利益計算については、前各項に定めるもののほか、その他の関連規定を適用する。

(7) 物的会社、協同組合又は相互保険組合の財産について破産手続が開始されたことにより、清算が停止する場合において、第一項から前項までの規定を準用する。

#### 第一二条 非課税の開始及び消滅

非課税が開始又は消滅する場合には、法人、社団又は財団の利益計算について第二項から第五項までの規定を適用する。

(2) 納税義務を負う法人、社団又は財団が法人税の課税をうけなくなるとき、これらの者は、納税義務の終了する期間に終結貸借対照表を作成しなければならない。終結貸借対照表におい

て、経済財は部分価額〔原則として、時価〕により計上する。非

課税が第五条第一項第九号の規定に基づき、かつ、当該法人、社団又は財団がもつばら直接に学術目的の促進又は教育、国民教育及び職業教育の促進に役立つ場合には、経済財は、第二段の規定にかかわらず、帳簿価額により計上する。当該法人、社団又は財団が事業収入を事業支出と比較して、その利益を計算した場合には、所得税法第二三条第三項の規定を準用する。

(3) 法人税の課税をうけない法人、社団又は財団が納税義務を負うこととなり、かつ、これらの者が〔期首と期末の〕事業用財産の比較によりその利益を計算する場合は、これらの者は納税義務の開始する期日において開始貸借対照表を作成しなければならない。開始貸借対照表において、払込みをうけたとすれば経済財が所得税法第二七条第二項により計上されたであろう価額により、その経済財を計上する。第二項に規定する終結貸借対照表において帳簿価額により計上された経済財は、第二段の規定にかかわらず、納税義務の開始時に作成さるべき税務貸借対照表に記載されるであろう価額により開始貸借対照表に計上する。当該法人、社団又は財団が事業収入と事業支出との比較によりその利益を計算する場合、減価償却の算定について所得税法第二四条第二項第二号及び第三三条第六項の規定を準用する。

(4) 非課税が部分的に開始又は消滅するにすぎないとき、それに対応する部分の事業用財産については、第二項及び前項の規

定に基づき利益計算の規定を適用する。

(5) 利益計算については、前各号に定めるもののほか、その他の関連規定を適用する。

(6) 納税義務を負う法人、社団又は財団の物的会社に対する持分が事業用財産に属さず、かつ、これらのものが法人税の課税をうけなくなる場合において、納税義務の終了する期日に所得税法第四〇条に規定する譲渡以外の要件が満たされた場合、同条は譲渡のないときにも適用する。譲渡価格に代えて、納税義務の終了する時期における当該持分の適正な価額 (Gemeiner Wert) とする。

## 第二節 支配従属会社関係に関する特別

### 第一三條 従属会社としての株式会社又は株式合資会社

国内に管理支配地又は本店を有する株式会社又は株式合資会社 (従属会社) が、株式法第二九一条第一項に規定する利益供出契約により全利益を他の国内の営利企業に供出する義務を負う場合には、第一五條に別段の定めのない限り、次の各号に掲げるすべての要件を満たすとき、従属会社の所得は、当該企業の担い手 (支配会社) に帰属する。

- 一 支配会社は、従属会社に対する持分に基づく議決権の過半数を有する程度に、従属会社の事業年度の始めから引き続いてかつ直接にその従属会社に対し資本参加していることを要する (資本的編入)。間接に参加する資本参加者が議決権の過半数を有するとき、間接的資本参加をもって足り

るものとする。

- 二 従属会社は、前号に掲げる時から引き続いて、全体の状況に照らし、経済的及び組織的に支配会社に編入されていることを要する。従属会社が株式法第二九一条第一項に規定する支配契約によりその事業の指揮を支配会社の企業に委ねるとき、又は従属会社が株式法第三一九条から第三二七条までの規定により編入された会社であるとき、組織的編入が常に認められるものとする。

### 三 支配会社は、無制限納税義務を負う人、国内に管理支配

地及び本店を有する第一条に規定する非課税でない法人、社団若しくは財団、又は国内に管理支配地若しくは本店を有する所得税法第四〇条第二項第二号に規定する人的会社であることを要する。支配会社に帰属する所得のうち社員に係る部分について、この法律の適用領域において所得税又は法人税を課税される社員だけが、その人的会社に資本参加することが認められる。その人的会社の一又は二以上の社員が所得税について制限納税義務を負う場合、前二号に定める要件を人的会社自体との関係において満たしていることを要する。国内に本店又は管理支配地を有しない一又は二以上の法人、社団又は財団が人的会社に資本参加しているときも、同様とする。

- 四 利益供出契約は、五年以上のあいだ締結し、この期間のあいだ実施し、かつ、第一段の適用を初めてうける従属会

社の事業年度の末日までに効力を生じていることを要する。解約告知を正当とする重大な事由があるときは、解約告知により当該契約を期限前に終了することを妨げない。

五 従属会社は、商人が合理的に判断するとき経済的に理由の認められる範囲に限り、当該年度の剰余金の一部を任意準備金に積み立てることができる。

第一四條 従属会社の所得の計算に関する特則

従属会社の所得の計算に当っては、総則の定めにかかわらず、次の各号の規定を適用する。

- 一 所得税法第六六条に規定する欠損繰越は認めない。
- 二 外国会社に対する資本参加に基づく利益持分を〔従属会社の所得の計算上〕算入しないことを定める二重課税防止のための条約の規定は、支配会社が当該規定により優遇をうける納税義務者に該当する場合に限り、適用する。支配会社が人的会社である場合においては、当該規定は、〔支配会社に〕帰属する所得が、優遇をうける納税義務者に該当する社員に係るものである範囲において、適用する。

第一五條 補償支払金

従属会社自体は、〔社員に〕交付した補償支払額とこれに係る第三〇条に規定する配当負担額との合計からなる所得について、課税をうけることを要する。支配会社が補償支払いの義務を履行した場合においても、従属会社は当該交付された補償支払額とこれに係る配当負担額との合計額について支配会社に代って課

税をうけることを要する。

第一六條 従属会社としてのその他の物的会社

国内に管理支配地及び本店を有する第一三条第一段に掲げる物的会社以外の者が、その全利益を第一三条に規定するその他の企業に対し供出する義務を負う場合に、第一三条から前条までの規定を準用する。この場合において、次の各号に掲げるすべての要件を満たすことを要する。

- 一 書面をもって当該契約が締結されること
  - 二 社員が投票数の四分の三以上の多数をもって当該契約に同意すること
  - 三 損失引受が、株式会社第三〇二条の規定に準じて、合意されること
  - 四 〔利益供出〕契約前に積み立てた任意準備金の取崩しにより生ずる収益は、供出しないこと
- 第一七條 外国の支配会社
- 従属会社がその全利益を、商業登記簿に登録された支店を国内に有する外国の営利企業に対し供出する義務を負う場合には、従属会社の所得は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすとき、当該国内支店から生ずる制限納税義務を負う所得に加算する。
- 一 利益供出契約が当該支店の商号により締結されていること
  - 二 資本的編入に要する資本参加が当該支店の事業用財産に

属すること

三 経済的及び組織的編入が当該支店自体との関係において存すること

第一段に定めるもののほか、第一三条から前条までの規定を準用する。

第一八条 支配会社における税額控除

法人税額の控除を定める特別の税率規定の適用要件が従属会社について満たされており、かつ、支配会社が法人税の適用をうける場合においては、その適用要件が支配会社自体について満たされたかのように、当該税率規定は支配会社について適用する。

(2) 支配会社が所得税を課税される場合には法人税と同様の税率規定が所得税について置かれている限り、第一項の規定を準用する。

(3) 支配会社が人的会社である場合には、第一項及び前項の規定はその人的会社の社員に準用する。支配会社に帰属することとなる従属会社の所得のうち、「当該人的会社の」各社員に係る部分に対応する法人税額を、各社員について控除する。

(4) 支配会社が第一七条に規定する外国の企業である場合には、特別の税率規定が制限納税義務者に適用される範囲で、第一項から前項までの規定を準用する。

(5) 源泉徴収税を課税された事業収入が従属会社の所得の中に含まれている場合には、その徴収をうけた税額は、支配会社の

法人税若しくは所得税から税額控除し、又は支配会社が人的会社であるとき、持分に応じてその社員の法人税若しくは所得税から税額控除する。

第三節 保険事業者に關する特別

第一九条 保険引当金、〔保険契約の〕締結費用

保険引当金は、これまで所得税法の規定により計上されていない場合には、貸借対照表期日において継続している保険契約に基づく給付にとって必要と認められる範囲において、税務貸借対照表に設定する。商事貸借対照表に記載された保険引当金の評価額を、税務貸借対照表において限定とする。第二〇条から第二四条までの規定を適用する場合にも、同様とする。

(2) 保険契約の締結費用は、税務貸借対照表の借方の欄に記載してはならない。

第二〇条 保険料の繰越

〔略〕

第二一条 景気変動準備金

〔略〕

第二二条 異常危険引当金

〔略〕

第二三条 高齢化引当金

〔略〕

第二四条 保険料払戻し

自己取引に対し年度損益又は保険剰余金に基づき認められる

保険料払戻し金は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を限度として、控除することができる。

- 一 生命保険及び疾病保険においては、自己取引について商法上の規定により計算する年度損益に、その年度損益を減額した保険料払戻し金に用いた額を加算し、第二項第二段の規定による引当金の取崩しにより生ずる額を減算し、さらに利益計算に関する税法上の規定に基づき事業年度の初めに計上される事業用財産の純収益を減算した額を限度とする。事業用財産に係る長期投資に基づく収益から、これに対応する対人的及び対物的事業支出を控除した額を、純収益とみなす。

- 二 損害保険及び災害保険において、自己の計算においてする自己取引から生ずる個別保険部門の保険剰余金の額を限度とする。控除のできる額を算定するため、保険料収入に基づく保険剰余金は、事業年度に係る保険給付、引当金及び経過勘定を含め一切の対人的及び対物的事業支出を控除して計算する。

(2) 保険料払戻し引当金の繰入額は、この目的のためにもっぱら当該引当金を用いることが定款又は事業計画画明により確実である範囲において、控除することができる。当該引当金は、第三段の規定を除いて、次の第一号から第四号までに掲げる額の合計額をこえる範囲において、取り崩す。

- 一 貸借対照表期日に終了する事業年度及びその前二事業年

度以内における、繰入額

- 二 保険事業者が貸借対照表期日の前に拘束力をもって保険料払戻しとして配当を確定した、配当額

- 三 疾病保険においては、保険事業者が貸借対照表期日の前に拘束力をもって翌事業年度における保険料増額を軽減するために用いる額を確定した、額

- 四 生命保険においては、満期になった保険期間に係る終結利益持分の資金調達に必要である、額

- (2) 少額が被保険者に支払われ、かつ、その額の支払のため不当に高額の管理費が支出する場合には、「引当金」取崩しを要しない。

#### 第四節 協同組合に関する特則

##### 第二十五条 協同組合の割戻し金

組合員に対する協同組合の割戻し金は、それに用いた金額が組合員との取引において得られたものである限りにおいて、事業支出として控除することができる。当該金額を確定するために、次の各号に掲げる協同組合の区分に応じて当該各号に規定する割合により剰余金を分割する。

- 一 販売協同組合及び生産協同組合について、商品購入総額に対する組合員の商品購入の割合

- 二 その他の協同組合について、総売上額に対する組合員の売上額の割合

第二段の規定により算定される組合員との取引により生ずる



利益を、控除の上限とする。第二段に規定する剰余金とは、副業により生ずる利益を減額した所得で、協同組合の割戻し金及び繰越欠損金の額を控除しないものをいう。

(2) 前項の規定による控除は、協同組合の割戻し金が組合員と協同組合との間の売上額に基づき算定して支払われること、及びその割戻し金が次の各号のいずれかに該当することを、その要件とする。

一 割戻し金が、協同組合の定款により認められた組合員の請求権に基づくこと

二 割戻し金が、協同組合の管理組合の決議により確定され、かつ、その決議が、組合員に公告されていること

三 割戻し金が、利益を分配する総会において決議されていること

〔組合員による〕納品又は給付に対する協同組合の後払い及び雑費負担金の償還は、協同組合割戻し金と同様に、これを取り扱う。

(3) 第一項及び前項の規定は、第二六条第二項第九号及び第一〇号に規定する信用協同組合及び中央金庫に適用しない。

### 第三章 税率及び国外所得の課税

#### 第二六条 税率

法人税は課税所得の五六％とする。

(2) 法人税は、次の各号に掲げる金融業の場合に、四六％に軽

減する。

一 公的貯蓄金庫又は国の監督の下にある貯蓄金庫

二 長期地方金融業、長期不動産金融業及び長期土地改良金融業により生ずる所得について、前号に掲げる金庫以外の公法上の公庫

三 国家経済上の課題を遂行する場合、国立銀行

四 長期地方金融業及び長期不動産金融業により生ずる所得について、私的住宅建設貯蓄金庫

五 純粹の抵当銀行

六 抵当銀行法第五条に定める業務により生ずる所得について、混合抵当銀行

七 船舶抵当証券銀行

八 長期金融業により生ずる所得について、興業信用銀行株式会社、ドイツ勸業銀行、ベルリン勸業銀行株式会社及び

ザール投資信用銀行株式会社  
九 信用協同組合

一〇 その協同組合上の固有の任務に限定する中央金庫。物的会社の形態により営業する金融センターについても、同様とする。

一一 ドイツ協同組合金庫

(3) 法人税は、第四章の規定に基づき増減する。

(4) 法人税の計算上一〇マルクに満たない課税所得は切り捨てる。

(5) 所得税が所得税法第一九一条第一項第一号の授權に基づき増減するとき、法人税は、これに応じて増減する。

第二十七条 小規模法人に対する控除額

無制限納税義務を負う法人、社団及び財団の所得から、所得の額を限度として、五千マルクの控除額を控除する。所得が一萬マルクをこえる場合、控除額はその超過額の二分の一を減額する。第一段及び第二段の規定は、次の各号に掲げる者について適用しない。

- 一 その給付〔利益配当等〕が受取人について所得税法第五五条第一項第一号又は第二号に規定する収入とならない、法人及び社団

二 第二八条に規定する組合

第二八条 協同組合及び農林業を営む組合に対する控除額

〔略、現行法人税法第二二五条と同内容〕

第二九条 国外所得の課税

二重課税防止のための条約の規定が適用されない場合において、無制限納税義務者が外国において当該外国に源泉する所得（国外所得）につき内国法人税に相当する税（外国税）を課せられるとき、確定され、納付され、かつ軽減請求権の認められない外国税額は、その者について、当該国外所得に係る部分の法人税から税額控除する。

(2) 前項の規定に基づく外国税額控除に代えて、納税義務者の申請により、その確定され、納付され、かつ軽減請求権の認め

られない外国税額は、徴収をうける国外所得の計算上、その全部又は一部について控除する。

(3) 無制限納税義務を負う物的会社、無制限納税義務を負う相互保険組合又は内国公法人の営利事業（親会社）が明らかに事業年度の初めから、この法律の適用領域外に管理支配地及び本店を有する物的会社（子会社）の額面資本に対して直接に一〇%以上資本参加し、当該子会社が第二段に基づく事業年度においてその粗収益をもっぱら又はほとんどもっぱら一九七二年九月八

日の国際取引税法（*Handelsgesetzl. 1 S. 173*）第八条第一項第一号から第六号までの規定に該当する活動により又は同法第八条第二項の規定に該当する資本参加により取得する場合、親会社の申請により、子会社が親会社に配当する利益持分についての親会社の法人税額から、子会社が利益につき納付した税額もまた、税額控除する。子会社が配当を行なった事業年度についてその子会社の納付した税額は、子会社の額面資本に対する親会社の持分を限度として、当該税額が子会社の配当可能利益に対する親会社に係る利益持分の割合に対応する範囲において、税額控除することができる。配当可能利益とは、子会社が配当を行なった事業年度における商法上の規定により計算した利益で、公表準備金を設定又は取り崩す前のものをいう。当該税額控除のできる額は、親会社の所得の計算上その資本参加に係る利益持分に加算する。この項の規定により税額控除のできる税は、第一項の規定により税額控除のできる税〔を税額控除した〕後に

はじめて税額控除し、かつ第二項の規定による控除に当り計上しない。前各段に定めるもののほか、第一項の規定を準用する。

(4) 前項のすべての要件を満たさず会社が發展途上国援助税法に規定する發展途上国に管理支配地及び本店を有するときは、發展途上国への資本投下による發展援助の給付に対して同法に基づき優遇措置を請求する権利のある時期において配当を受け利益持分については、当該税額控除のできる額がこの法律の規定に基づき当該取得した利益持分に係る税額と一致することを前提として、前項の規定を適用する。

(5) 親会社がとくに次の各号に掲げるすべての事実を証する場合同限って、第三項及び前項の規定を適用する。

- 一 子会社がその粗収益をもっぱら又はほとんどもっぱら国際取引税法第八条第一号から第六号までの規定に該当する活動により及び同法第八条第二項の規定に該当する資本参加により取得することを、親会社が適切な資料の提出により証すること

二 子会社の配当可能利益を、親会社が貸借対照表及び損益計算書の提出により証すること。管理支配地又は本店の所在地国において公認経済検査機関又は類似の機関が所定の調査覚書き又はその他の調査覚書きを添付したこれらの資料〔貸借対照表及び損益計算書〕を、親会社が、要求により、提出すること

三 税額控除をうける税の確定及び納付を、親会社が適切な

資料により証すること

(6) 親会社が、子会社(第三項)を通して、この法律の適用領域外に管理支配地及び本店を有する物的会社(孫会社)に対して一〇%以上間接に資本参加している場合において、その親会社がある事業年度において子会社から利益持分を取得し、かつ、孫会社が当該事業年度中のある時期に利益持分を子会社に配当するとき、親会社の取得した利益持分のうち、孫会社の利益配当で親会社の間接的資本参加により親会社に係るものに相当する部分については、親会社の申請により、親会社がこの金額の利益持分を直接に孫会社から取得したかのように、税法上取り扱う。子会社が当該事業年度において一孫会社の利益持分のほか他の収益を取得した場合、子会社の配当のうち、当該利益持分の額を限度として、当該利益持分と当該他の収益との合計額に対する当該利益持分の割合に対応する部分に限って、第一段の規定を適用する。次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合に限って、前二段の規定を適用する。

一 孫会社が配当を行なった事業年度において、その孫会社がその粗収益をもっぱら又はほとんどもっぱら国際取引税法第八条第一項から第六項までの規定に該当する活動により又は同法第八条第二項第一号に該当する資本参加により取得すること

二 子会社が第三項の要件を満たして孫会社の額面資本に資本参加していること

三 親会社が当該直接に〔間接に、の誤記〕保有する持分について、直接保有持分に関する第三項及び第四項の規定を適用するに当り、第五項の規定により親会社に課される、一切の税法上の義務を履行すること

(7) 所得税法第一〇一条から第一〇五条まで、第一〇七条、第一〇八条及び第一一〇条の規定を準用する。同法第一〇五条の規定の適用に当り、国際海上運輸業により生ずる国外所得について法人税は課税所得の二八%とする。

#### 第四章 法人税負担の調整手続

##### 第一節 無制限納税義務を負う法人及び社団の配当利益の法人税負担

##### 第三〇条 法人税の引下げ又は引上げ

無制限納税義務を負う物的会社が利益を配当するときは、その法人税は、第三条の規定により配当に用いたものとみなされる自己資本についてその者が負った負担（税率負担と、法人税控除前の利益に三六%の税率を乗じて配当について算出される負担（配当負担）との差額を引下げ又は引上げる。  
(2) 一九七六年一月一日以後に生じた内国法人税の負担に限って、前項に規定する税率負担とする。

(3) 配当が会社法上の規定に従った決議に基づく場合は、配当の法律効果の生じる事業年度の末日を含む査定期間について当該引下又は引上が行なわれる。その他の場合には、配当が交付

された事業年度の末日を含む査定期間において法人税を変更する。

##### 第三十一条 配当に用いた自己資本

自己資本及びその税率負担は第三二条から第四二条までの規定により計算する。

(2) 法人税を負担した自己資本内訳額は、当該負担が低くなる順序により、配当に用いたものとみなす。「法人税を」負担していない内訳額については、第三三条第二項に掲げる細区分の順序を基準とする。「配当に」用いたものとみなされる内訳額の全額は、その「内訳額に係る」税率負担から算出する。

(3) 当該法人税を引上げる金額もまた、配当に用いたものとみなされる。法人税を引上げるときは、自己資本の内訳額は、第三四条第一項第一号の規定により当該内訳額から控除する引上げ額をこえる範囲を限度として、「配当に」用いたものとみなす。  
第三二条 可処分自己資本

この節に規定する自己資本とは、第三〇条の規定により法人税を変更する前に算定される事業用財産について、税務貸借対照表の借方の欄と貸方の欄に記載した事業用財産との差額をいう。

(2) 自己資本は、事業年度の末日において、配当に用いうる自己資本（可処分自己資本）とその他の自己資本とに分割する。可処分自己資本とは、利益分配決議前に終了した直近の事業年度の末日に算定される自己資本のうち、額面資本をこえる部分を

いう。

利益分配決議が行なわれなかったときは、これに代えて利益配当とする。

(3) 額面資本が、準備金の組入れにより額面資本に繰り入れられた額を含み、かつ、当該準備金が、一九七六年一月一日以後に終了した事業年度の利益により積み立てられたものであるときは、この部分の自己資本もまた、可処分自己資本とする。

第三三条 可処分自己資本の区分

可処分自己資本は、各事業年度の末日において、その税率負担に応じて区分する。各内訳額は、前事業年度の区分からそれぞれ算出する。その区分においては、第三五条の規定の場合を除き、次の各号に掲げるものから成立している内訳額を区別して記載する。

- 一 一九七六年一月一日以後に、法人税を軽減されずに課された所得部分
- 二 一九七六年一月一日以後に、軽減した法人税を課された所得部分
- 三 資産増加分で、法人税を課されないもの又は一九七五年一月三十一日以前に終了した事業年度において物物会社の自己資本を増額したものと
- (2) 前項第三号に掲げる内訳額は、次の各号に掲げる区分に応じ細区分する。
  - 一 一九七六年一月一日以後に終了した事業年度において国

外所得から成立している自己資本部分

二 その他の財産増加で、法人税を課されず、かつ第三号又は第四号の規定に該当しないもの

三 一九七五年一月三十一日以前に終了した直近の事業年度の末日までに成立している可処分自己資本

四 一九七六年一月一日以後に終了した事業年度において自己資本を増額した、持分権者の払込み

第三四条 所得の計算上控除のできない支出の付則

一九七六年一月一日以後に終了した事業年度について所得の計算上控除のできない支出は、第三三条に掲げる可処分自己資本の内訳額を算出するため、次の定めるところにより、控除する。

- 一 法人税の引上げ額に係る内訳額から、当該引上げ額を控除する。
- 二 軽減した法人税を課される所得部分から、その法人税を控除する。
- 三 外国税を課される国外所得から、その外国税を控除する。
- 四 一九七六年一月一日以後に法人税を軽減されずに課される所得部分から、その他の控除のできない支出を控除する。
- (2) 前項第四号に掲げる所得部分が、同号の規定による控除額に満たない範囲において、これに代えて、一九七六年一月一日以後に軽減法人税を課される所得部分から控除する。この場合、税率負担が低くなる順序を基準とする。その他の控除のできな

い支出が当該所得部分をもこえている場合、その差額は、その後の査定期間に生ずる所得部分に、第二段に定める順序により配賦する。

(3) 所得の計算上一九七五年一月三十一日以前に終了した事業年度について控除のできない支出で、同日後に終了した事業年度の事業用財産を減額するものは、第三三条第二項第三号に規定する内訳額から控除する。

**第三五条 特定の軽減負担をうけた自己資本部分の配賦**

〔法人税の〕軽減負担をうけた自己資本部分は、当該法人税が特別の税率によってのみ軽減される場合を除き、第二項の規定により分割する。

(2) 次に定めるところにより、自己資本部分を分割する。

一 その税率負担が配当負担を下まわる自己資本部分は、配当負担の額により負担をうけた内訳額と法人税の負担をうけなかつた内訳額とに分割する。

二 その税率負担が配当負担を上まわる自己資本部分は、配当負担の額により負担をうけた内訳額と軽減されずに法人税の負担をうけた内訳額とに分割する。所得が軽減税率を適用されるときは、軽減されずに法人税の負担をうけた内訳額に代えて、当該軽減税率を適用して生ずる内訳額とする。

(3) その負担に係る内訳額は、分割される自己資本部分の税率負担から算出する。

(4) 内訳額は、次の各号の定めるところにより、生じたものとみなす。

一 配当負担の額により負担をうけた内訳額は、一九七六年一月一日以後に三六%の法人税を課された所得部分から生じたものとみなす。

二 軽減されずに法人税の負担をうけた内訳額は、一九七六年一月一日以後に軽減されずに法人税を課された所得部分から生じたものとみなす。

三 法人税の負担をうけない内訳額は、法人税を課されない資産増加から生じたものとみなす。

**第三六条 可処分自己資本における欠損の斟酌**

利益計算に関する税法上の規定により算出された欠損は、第三三条第二項第二号に規定する〔法人税の〕負担をうけない内訳額の計算上控除する。

(2) 前項の規定による控除は、その欠損が後の査定期間において所得の計算上控除される範囲において、加算して通算する。

当該控除された欠損が一九七五年一月三十一日以前に終了した事業年度において生じた範囲において、当該加算は第三三条第二項第三号に規定する内訳額において行なう。

**第三七条 免除における区分**

法人税が租税通則法第二〇八条の規定により免除されるときは、その法人税の負担が免除金額と一致する当該金額は、その〔法人税の〕負担をうけた部分の自己資本から控除し、かつ、第

三三条第二項第二号に規定する〔法人税の〕負担をうけない内訳額と当該免除をうけた法人税額とに加算する。法人税が国税通則法第一四四条の規定により低額に確定されるときも、同様とする。

第三八条 可処分自己資本の不足

利益配当が可処分自己資本に満たない場合、法人税はその差額の9/16だけ引上げる。第三〇条第三項を準用する。

(2) 前項に定める差額及びこれに係る法人税引上額は、その後の各事業年度において第三三条第二項第二号に規定する内訳額の計算上、新たに生ずるその他の財産増加額から控除する。

第三九条 支配会社における自己資本の区分

物的会社が第一三条に規定する支配会社である場合において、利益供出前に従属会社に生じている財産増加は、当該物的会社の可処分自己資本の内訳額を計算するに当り、固有の財産増加と同じように、当該物的会社に帰属する。次の各号に掲げるものは、当該物的会社に帰属しないものとする。

- 一 従属会社が第一五条の規定により課税される額
- 二 従属会社の持分権者が抛出した払込み
- 三 包括承継により従属会社に移転した財産

第四〇条 従属会社における自己資本の区分

物的会社が第一三条又は第一六条に規定する従属会社である場合において、第三九条に該当する場合に支配会社に帰属する財産増加は、第二項の規定を除き、当該物的会社の可処分自己

資本の計算上、計上しない。

(2) 前項に定める財産増加が当該供出された利益をこえるとき、その差額は従属会社において第三三条第二項第四号に規定する内訳額に配賦する。財産増加が当該供出された利益を下まわるとき、第一段に定める内訳額が他の内訳額に先立ち用いられたものとみなされるものとして、第三一条第二項の規定を適用する。

第四一条 財産の譲受けについての税率負担

物的会社の財産が包括承継により、無制限納税義務を負う物的会社又は第四六条に規定するその他の無制限納税義務を負う物的会社に譲渡される場合、第三三条から第四〇条までの規定により計算される譲渡物的会社の自己資本部分は、譲受法人のこれに対応する内訳額に加算する。

(2) 前項の規定にかかわらず、譲受法人が法人税の課税をうけないときは、譲渡物的会社の移転した可処分自己資本は、第三三条第二項第二号に規定する内訳額に加算する。

第四二条 持分の譲渡後における可処分自己資本の区分

〔略〕

第四三条 法人税引上げの例外

次の各号に掲げる範囲においては、第三〇条の規定による法人税の引上げは行なわれない。

- 一 第三三条第二項第四号に規定する内訳額が、配当に用いられたとみなされる範囲。

二 法人税の課税をうけない物的会社が、無制限納税義務を負う持分権者で法人税の課税をうけない者に対して、又は公法人に対して利益配当を行なう範囲。その持分権者は、公法人である場合を除き、税務署の発行する証明書により当該配当物的会社に対して自己の非課税たることを証する義務を負う。

利益持分が、納税義務を負う収益事業又は非課税でない（公法人の）営利事業において保有される持分にかかる範囲において、第二号の規定は適用しない。

第四条 その他の給付

物的会社が、受領者について所得税法第五十五条第一項第一号又は第二号に規定する収入となるその他の給付を行なう場合、第三〇条から第四三条の規定を準用する。

(2) 当該給付が額面資本の払戻しであるときは、可処分自己資本である部分の額面資本が、まずその払戻しに用いられたものとみなす。

(3) 額面資本が準備金の組入れにより増加するとき、一九七六年一月一日以前に終了した事業年度の利益から積立てられた準備金が、その他の準備金に先だつて、組み入れられたものとみなす。

第四五条 非課税の譲受人への財産譲渡における法人税の引下

げと引上げ

物的会社の財産が包括承継により、無制限納税義務を物的会

社、社团若しくは財団で法人税の課税をうけないものに、又は公法人に譲渡される場合には、法人税は、可処分自己資本が当該財産の譲渡時に配当に用いられたものとみなされるとき、第三〇条の規定により算定される額を引下げ又は引上げる。

(2) 法人税は、次の第一号の規定の場合には、第二号の規定の範囲において、引上げない。

一 第四三条の規定の場合

二 可処分自己資本が、一九七五年一月三十一日以前に終了した事業年度においてその可処分自己資本を増加した財産増加により生じたものである範囲

第四六条 その他の法人における法人税の引上げと引下げ

受領者について所得税法第五十五条第一項第一号又は第二号に規定する収入となる給付を行ない、無制限納税義務を負う法人で、物的会社でない者について、第三〇条から第四五条までの規定を準用する。

第二節 証明書及び分離確認

第四七条 証明書

無制限納税義務を負う法人又は社团は、第二項、第四項及び第五項の規定を除き、所得税法第五十五条第二項第三号に規定する持分権者の請求により、次の各号に掲げる事実についてその者に証明書を交付する義務を負う。

一 持分権者について所得税法第五十五条第一項第一号又は第

二号に規定する収入となる給付額



二 支払日

三 所得税法第一二四条第二項第二号ロ第一段の規定により税額控除のできる法人税についてその額、又は第一号に掲げる収入の百分率

四 第五三条に規定する還付されるべき法人税の額。個別の株式、持分又は享益証券に関する記載で足りる。

五 第三三条第二項第四号に規定する配当に用いたとみなされる自己資本が持分権者にかかるものである範囲において、その自己資本の額。ただし、その中に含まれる額で、第四二条に規定する払込みの払戻しとみなされるものは、区分して記載する。

- (2) 法人の納付が利益配当証券の呈示を要件とし、かつその給付が当該法人の計算において金融機関によって行なわれる場合、当該金融機関は、第四二条の規定の場合を除き、当該法人に代り、前項に掲げる事項を記載した証明書を持分権者に交付する。この場合において、その持分権者が、当該金融機関が記載事項について証明書を交付しなかったことを証する範囲に限って、当該法人は記載事項について証明書を交付することを要する。
- (3) 利益配当証券が株券を伴わずに換金するために呈示される場合、自己の計算においてその換金を申請するものが所得税法第五五条第二項第三号に規定する持分権者であることを証しないうとき、当該証明書はこれに対応する事項を記入する。
- (4) 第一項又は第二項の規定による証明書は、次の各号に掲げ

る場合には、付与しない。

一 第五項の規定により譲渡されたものと記入された利益配当証券が、換金のために呈示される場合

二 協同組合が、所得税法第一三〇条の規定による法人税の一括還付申請を行なう場合

(5) 利益配当証券の第一回譲渡を証するため、持分権者は、第一項又は第二項の規定による証明書に代えて、次の各号に掲げるすべての事項を記載した、国内の金融機関又は公証人による証明書を要求することができる。

一 当該利益配当証券の譲渡人の氏名及び宛先

二 当該利益配当証券について、その有価証券記号と番号

三 当該譲渡日

四 譲渡価格

五 当該利益配当証券が国内の金融機関の代理人又は公証人の面前において、その利益配当証券及び更改証券を綴じた台帳から除外し、かつ譲渡済みと記入されていることの、確認

(6) 第一項から第三項まで、又は前項に規定する証明書を複数発行するとき、二枚目の書類及びそれ以降の発行証書自体に番号を記入する。

第四八条 課税基礎の分離確認

次の各号に掲げる課税基礎は、分離して確認する。

一 可処分自己資本のうち、第三三条の規定により計算する

内訳額

二 第三二条第三項に規定する額面資本のうち、配当に用いる額

三 第三三条第二項第四号に規定する内訳額のうち、第四二条第三項第二段の規定により分離して記載さるべき額

第五章 租税の成立、査定、徴収及び還付

第四九条 租税の成立

租税は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める時に成立する。

一 査定税について、査定期間の経過の時

二 予定納税について、予定納税を納付すべき暦年の各四半期の初日、又は納税義務が暦年の各四半期中にはじめて原因が生じるときにはその納税義務の原因発生の時

三 源泉徴収税により弁済する場合には、源泉徴収義務を負う所得が流入する時

第五〇条 法人税の査定と徴収

法人税の査定並びに法人税の税額控除、納付及び還付について、この法律に別段の定めのない限り、所得税に適用する規定を準用する。

(2) 暦年と異なる事業年度については、法人税の予定納税が査定期間の末日を含む当該事業年度中に納付済みであるときには、所得税法第一二七条第一項第一段の規定を適用する。

第五一条 (「資本収益に対する」) 源泉徴収税の特則

所得税法第一五五条第一項第六号及び第一六一一条の規定は、住所又は居所をそれぞれ管理支配地又は本店と読み替えて、法人、社団及び財団に適用する。

(2) 源泉徴収税を課される所得は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、法人税の査定に当り算入しない。

一 所得税法第一五五条第一項第五号に規定する資本収益に係る場合

二 「所得の」取得者が制限納税義務を負い、かつ、当該所得が国内の恒久的施設において生じたものでない場合

三 当該所得が第五二条第二項第一号の規定により非課税規定の適用をうけない場合

(3) 「法人税の」査定に当り算入されない所得に係る法人税は、当該源泉徴収税によつて弁済されたものとする。ただし、次の各号の規定に該当する場合には、この限りではない。

一 「当該資本収益の」債務者が当該源泉徴収した資本収益税を法律の定めるところにより (Vorgeschrieben) 納付していないことを「当該資本収益の」債権者が知り、かつ、このことを遅滞なく税務署に通知しない場合

二 第三〇条に規定する配当負担が調整され「徴収される」場合

第五二条 税額控除の適用除外

持分権者が所得税法第五五条第一項第一号、第二号及び第四

号に規定する収入について納税義務を負わないとき、又は当該収入が第五条第二項の規定により査定に当り算入されないとき、所得税法第一二四条第二項第二号の規定は適用しない。

**第五三条 引上げ額の還付**

第三三条第二項第三号に規定する自己資本が配当又はその他の給付のため用いられたとみなされることにより、第五二条の規定により税額控除される法人税が第三〇条の規定により引上げられる範囲において、当該法人税は、申請により、無制限納税義務を負う持分権者で法人税の課税をうけないものに対し、及び公法人に対し還付する。

(2) 第二條第一号の規定により法人税につき制限納税義務を負う持分権者について、第三三条第二項第一号に規定する自己資本が配当又はその他の給付のため用いられたとみなされることにより、法人税が引上げられる範囲においても、当該法人税が還付されるときは、前項の規定を準用する。

(3) 申請者が次の各号に掲げるすべての事項を当該各号に掲げる証明書により証する場合に限って、還付する。

- 一 申請者の収入額及びこの者に前二項の規定により還付される法人税を、第四七条に規定する証明書により
- 二 申請人が法人税の課税をうけないことを、税務署の発行する証明書により
- 三 申請者の本店及び管理支配地の国外所在地を、外国租税行政庁の発行する証明書により

(4) 還付については、連邦国税局の所轄とする。

(5) 株式会社又は投資会社の申請により、連邦国税局は、一株又は一持分権証について、第一項又は第二項の規定により還付される法人税の額を毎年一回公表する。その範囲において、当該公表を、第三項第一号に定める立証に代えるものとする。

(6) 配当又はその他の給付が、非課税持分権者が納税義務を負う収益事業において、若しくは公法人が納税義務を負う営利事業において、又は制限納税義務を負う持分権者が国内の恒久的施設において保有する持分に係るものである範囲については、第一項から前項までの規定は適用しない。

**第六章 授權規定及び終結規定**

**第五四條 授權**

連邦政府は、この法律を施行するため、連邦参議院の同意をえて法規命令により、次の各号に掲げる事項を授權される。

- 一 課税の平等を確保するため、苛酷な場合における不衡平を除去するため、及び課税手続を簡素にするため、第五條第一項第三号及び第四号の規定による非課税者の範囲を詳細に定めること。この場合において、連邦政府は次に掲げる事項に関する規定を發布することができる。
- イ 第五條第一項第三号の規定を施行するため、次に掲げるときに限り非課税とする規定

① 受領者が主に (German-owned) 企業家又はその親族、会

社の場合には社員又はその親族から成っていないとき

② 受領者が請求権を有する金庫については当該請求権が、受領者が請求権を有しない金庫については当該経常的給付 (die laufenden Kassenleistungen) が、社会的施設としての金庫の制度に適合する一定の額をこえないとき

③ 当該金庫が解散するときその財産が定款の定めるところにより社会的目的にだけ用いてよいとき

④ 権利能力を有する年金金庫、埋葬料積立金庫及び疾病金庫が、保険監督をうけるとき

⑤ 権利能力を有する共済金庫の場合に、受領者が経常的負担金又は分担金の支払い義務を負わず、かつ、受領者又は企業若しくは官署の使用人代表が当該金庫に流入する金額の管理について助言して協力することができる

ロ 第五条第一項第四号の規定を施行するため、次に掲げる事項に関して規定を發布することができる。

① 非課税の請求が認められる保険料収入の額に関して、  
 ② 当該規定に基づき、その事業を埋葬料保険に限定している相互保険組合について、埋葬料金の額が合計して第五条第一項第三号の規定により課税をうけない埋葬料積立金庫の給付額をこえない場合、及び当該組合がその他の点についても社会的施設である場合にも、

保険料収入の額にかかわらず非課税を認める。

二 次に掲げる事項に関する規定を發布することができる。

イ 第四条第二項の規定により保険料払戻し引当金を取崩す要のない少額の保険料を被保険者に対して交付するため不当に高額の管理費が必要となる場合における、その少額に関して

ロ 第二六条第五項の規定による法人税の引下げ又は引上げに関して

ハ 当該規定に基づき、設備資産である償却のできる動的経済財の取得又は製造及び設備資産である償却のできる固定の経済財の製造について (bei Anschaffung oder Herstellung von abnutzbaren beweglichen und bei Herstellung von abnutzbaren unbeweglichen Wirtschaftsgütern des Anlagevermögens)、申請により、当該取得又は製造の査定期間についての法人税の控除は、当該経済財の取得費又は製造原価の七・五%を限度としてこれを行なう。所得税法第一九一条第一項第二号の規定を準備する。

ニ 当該規定に基づき、経済的意義が少ないため第二条の規定による景気変動引当金を設定していない相互保険組合は、欠損年度の不足額を通算するため、税法上の利益の勘定に、私的保険事業者の監督に関する法律第三七条の規定により設定される欠損準備金の額を繰り入れることができる。

(2) 連邦大蔵大臣に次の各号に掲げる権限を委ねる。

一 州最高財務官庁の了解をえて、次に掲げる書類の様式を定める権限

イ 第四七条に規定する証明書

ロ 第四八条に規定する分離確認申告書

二 この法律及びこの法律の施行令の文言を、新しい日付の現行法文において、新しい見出し及び新しい条文の配列により公告し、かつ文言の食い違いを除去する権限

#### 第五五条 終結規定

この法律は、次項以下において別段の定めのない限り、一九七六年一月一日に始まる査定期間から適用する。

(2) 利益計算に関する規定は、一九七六年一月一日以後に始まる事業年度から適用する。

(3) 無制限納税義務を負う物的会社が、一九七五年一月三十一日以前に終了した事業年度の利益を、一九七六年一月一日以後に、会社法上の規定により利益分配決議に基づき配当する場合、当該配当を行なう事業年度の末日を含む査定期間について、法人税を第三〇条の規定により引き上げる。現金配当に係る法人税で配当負担に相当する額を加えた現金配当を、一九六九年一月一三日の文言における法人税法 (Bundesgesetzl. I S. 1839) 第十九条第三項に規定する適格配当 (berücksichtigungsfähige Ausschüttungen) とみなすものとする。第一段前半の規定は、第四六条に規定するその他の法人について準用する。

(4) 第四八条に規定する課税基礎の分離確認は、一九七五年一月三十一日以前に終了する直近の事業年度の末日に初めて行なう。

#### 第五六条 ベルリン条項

この法律は、一九五二年一月四日の第三次過渡期法 (Bundesgesetzl. I S. 1) 第十二条第一項の規定に基づきベルリン地区においても適用する。この法律に基づき発布される法規命令は、同法第一四条の規定により、ベルリン地区に適用する。